

令和5年大船渡市議会第2回定例会市長提出条例議案

目次

議案第1号	大船渡市民文化会館条例の一部を改正する条例	P 3
議案第2号	大船渡市印鑑条例の一部を改正する条例	P 10
議案第3号	大船渡市税条例の一部を改正する条例	P 11
議案第4号	大船渡市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	P 19
議案第5号	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例	P 20
議案第6号	大船渡市介護保険条例の一部を改正する条例	P 21

大船渡市民文化会館条例の一部を改正する条例

大船渡市民文化会館条例（平成20年大船渡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（職員）</u> 第3条 会館に館長その他必要な職員を置く。</p> <p><u>（開館時間）</u> 第4条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p><u>（休館日）</u> 第5条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。 (1)～(2) [略]</p> <p><u>（使用の許可）</u> 第6条 会館の施設、附属設備、備品等（以下「会館の施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は中止しようとするときも、同様とする。 2 市長は、会館の施設等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないものとする。 (1)～(3) [略] 3 市長は、会館の管理上特に必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p><u>（使用許可の取消し等）</u> 第7条 市長は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは会館から</p>	<p><u>（開館時間）</u> 第3条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p><u>（休館日）</u> 第4条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。 (1)～(2) [略]</p> <p><u>（使用の許可）</u> 第5条 会館の施設、附属設備、備品等（以下「会館の施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は中止しようとするときも、同様とする。 2 指定管理者は、会館の施設等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないものとする。 (1)～(3) [略] 3 指定管理者は、会館の管理上特に必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p><u>（使用許可の取消し等）</u> 第6条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは会</p>

改正前	改正後
<p>の退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 前項の規定により、使用者に損害を生ずることがあっても、市は賠償の責めを負わない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者は、<u>別表に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、附属設備及び備品を使用する使用者は、規則で定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>使用料の納付時期は、規則で定める。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、<u>使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第10条 既納の<u>使用料</u>は、還付しない。ただし、<u>市長が特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(目的外使用等の禁止)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(特別の設備)</p> <p>第12条 使用者は、会館の施設等を使用するに当たって特別の設備を付加し、又は備付けの器具以外のものを使用しようとするときは、あらかじめ<u>市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(原状回復)</p>	<p>館からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 前項の規定により、使用者に損害を生ずることがあっても、<u>市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第7条 使用者は、<u>会館の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金の額は、別表及び規則で定める額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。</u></p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第8条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、<u>利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第9条 既納の<u>利用料金</u>は、還付しない。ただし、<u>指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(目的外使用等の禁止)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(特別の設備)</p> <p>第11条 使用者は、会館の施設等を使用するに当たって特別の設備を付加し、又は備付けの器具以外のものを使用しようとするときは、あらかじめ<u>指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(原状回復)</p>

改正前	改正後
<p><u>第13条</u> 使用者は、会館の施設等の使用が終わったとき、又は<u>第7条</u>の規定により使用の許可を取り消され、若しくは停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、<u>市長</u>においてこれを執行し、これに要した費用は、使用者の負担とする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> <p>(入館の制限等)</p> <p><u>第15条</u> <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、使用者に命じ、又は自ら入館を禁止し、若しくは退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(運営審議会)</p> <p><u>第16条</u> <u>会館の運営</u>に関し必要な事項を審議するため、<u>大船渡市民文化会館運営審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）を置く。</p> <p>2 <u>審議会</u>は、<u>15人以内の委員</u>をもって組織し、委員は、<u>市長</u>が委嘱する。</p> <p>3 <u>委員の任期</u>は、<u>2年</u>とし、再任を妨げない。ただし、<u>欠員が生じた場合における補欠委員の任期</u>は、<u>前任者の残任期間</u>とする。</p>	<p><u>第12条</u> 使用者は、会館の施設等の使用が終わったとき、又は<u>第6条</u>の規定により使用の許可を取り消され、若しくは停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、<u>指定管理者</u>においてこれを執行し、これに要した費用は、使用者の負担とする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第13条</u> [略]</p> <p>(入館の制限等)</p> <p><u>第14条</u> <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、使用者に命じ、又は自ら入館を禁止し、若しくは退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第15条</u> <u>会館の管理</u>は、<u>指定管理者</u>に行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p><u>第16条</u> <u>会館の管理</u>について、<u>指定管理者の指定を受けようとするものは、市長</u>が定める日までに、<u>市長</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる事項に照らして<u>指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>市民の平等な利用が確保されること。</u></p> <p>(2) <u>会館の設置の目的が効果的かつ効率的に達成されること。</u></p> <p>(3) <u>管理に係る経費の縮減が図られること。</u></p> <p>(4) <u>会館の管理を継続して適正かつ確実に行う物的能力及び人的能力を有していること。</u></p> <p>(指定等の告示)</p> <p><u>第17条</u> <u>市長</u>は、前条第2項の規定により<u>指定管理者</u>を指定したとき、又は</p>

改正前	改正後
	<p><u>法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。</u></p> <p><u>(変更の届出)</u></p> <p><u>第18条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示するものとする。</u></p> <p><u>(管理の基準)</u></p> <p><u>第19条 指定管理者が行う会館の管理の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、適正に管理すること。</u></p> <p><u>(2) 取得した個人情報に適正に管理すること。</u></p> <p><u>(指定管理者の業務)</u></p> <p><u>第20条 指定管理者の業務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 会館において、市民の芸術文化の振興及び交流の促進その他会館の設置の目的を達成するための事業を企画し、及び運営すること。</u></p> <p><u>(2) 第3条ただし書の規定により開館時間を変更すること。</u></p> <p><u>(3) 第4条ただし書の規定により臨時に休館し、又は開館すること。</u></p> <p><u>(4) 第5条第1項の許可を行うこと。</u></p> <p><u>(5) 第5条第2項の規定により許可をしないこと。</u></p> <p><u>(6) 第5条第3項の規定により許可に条件を付すること。</u></p> <p><u>(7) 第6条第1項の規定により許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は行為の中止若しくは会館からの退館を命ずること。</u></p> <p><u>(8) 第14条の規定により入館を禁止し、又は退館を命ずること。</u></p> <p><u>(9) 会館の施設等の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(10) 会館の利用の促進に関すること。</u></p>

改正前	改正後		
<p>(補則) 第17条 [略]</p> <p>別表 (第8条関係) 1 大ホール及び楽屋の使用料</p> <table border="1" data-bbox="152 1061 1093 1098"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>備考 1～3 [略] 4 大ホールを商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって使用する場合の<u>使用料</u>は、入場料が5,000円を超えるときの区分を適用する。 5 <u>第5条</u>ただし書の規定により臨時に開館したときの大ホールの<u>使用料</u>は、土曜日、日曜日及び休日の区分を適用する。 6 やむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える</p>	[略]	<p>(11) <u>その他会館の管理に関し市長が必要と認めること。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、前項第2号、第3号及び第5号から第8号までの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</u></p> <p><u>(事業報告書の提出)</u></p> <p>第21条 <u>指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、会館に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日までの期間について、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、事業報告書を提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>管理業務の実施状況に関する事項</u> (2) <u>利用状況に関する事項</u> (3) <u>経理の状況に関する事項</u> (4) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>(補則) 第22条 [略]</p> <p>別表 (第7条関係) 1 大ホール及び楽屋の利用料金の上限額</p> <table border="1" data-bbox="1137 1061 2078 1098"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>備考 1～3 [略] 4 大ホールを商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって使用する場合の<u>利用料金</u>は、入場料が5,000円を超えるときの区分を適用する。 5 <u>第4条</u>ただし書の規定により臨時に開館したときの大ホールの<u>利用料金</u>は、土曜日、日曜日及び休日の区分を適用する。 6 やむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える</p>	[略]
[略]			
[略]			

改正前	改正後
<p>場合の<u>使用料</u>は、その超える時間1時間につき、午前0時から正午までの間は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの間は午後1時から午後5時までの、午後5時から午前0時までの間は午後6時から午後10時までの<u>使用料の額</u>の1時間当たりの額に100分の130を乗じて得た額とする。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、1時間とする。</p> <p>7 大ホールを準備、後片付け又はリハーサルのために使用する場合の<u>使用料</u>は、入場料が2,000円以下のときの区分の額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>8 [略]</p> <p>9 <u>使用料</u>の合計額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</p> <p>2 附属施設の<u>使用料</u></p> <p>(1) マルチスペース等の<u>使用料</u></p>	<p>場合の<u>利用料金</u>は、その超える時間1時間につき、午前0時から正午までの間は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの間は午後1時から午後5時までの、午後5時から午前0時までの間は午後6時から午後10時までの<u>利用料金の額</u>の1時間当たりの額に100分の130を乗じて得た額とする。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、1時間とする。</p> <p>7 大ホールを準備、後片付け又はリハーサルのために使用する場合の<u>利用料金</u>は、入場料が2,000円以下のときの区分の額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>8 [略]</p> <p>9 <u>利用料金</u>の合計額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</p> <p>2 附属施設の<u>利用料金の上限額</u></p> <p>(1) マルチスペース等の<u>利用料金の上限額</u></p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>備考</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 マルチスペース及び展示ギャラリーを商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって使用する場合の<u>使用料</u>は、入場料が1,000円を超えるときの区分を適用する。</p> <p>4 アトリエ、和室、会議室及び練習室1を入場料を徴収し、又は商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって使用する場合の<u>使用料</u>は、上表の金額に100分の200を乗じて得た額とする。</p> <p>5 やむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合の<u>使用料</u>は、その超える時間1時間につき、午前9時から午後10時までの1時間当たりの額に100分の130を乗じて得た額とする。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、1時間とする。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 <u>使用料</u>の合計額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</p>	<p>備考</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 マルチスペース及び展示ギャラリーを商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって使用する場合の<u>利用料金</u>は、入場料が1,000円を超えるときの区分を適用する。</p> <p>4 アトリエ、和室、会議室及び練習室1を入場料を徴収し、又は商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって使用する場合の<u>利用料金</u>は、上表の金額に100分の200を乗じて得た額とする。</p> <p>5 やむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合の<u>利用料金</u>は、その超える時間1時間につき、午前9時から午後10時までの1時間当たりの額に100分の130を乗じて得た額とする。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、1時間とする。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 <u>利用料金</u>の合計額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</p>

改正前	改正後
(2) <u>その他施設の<u>使用料</u></u>	(2) <u>その他施設の<u>利用料金</u>の上限額</u>
[略]	[略]
備考	備考
1 [略]	1 [略]
2 中庭2、ホワイエ、イベント広場及び駐車場を入場料を徴収し、又は商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって使用する <u>場合の使用料</u> は、上表の金額に100分の200を乗じて得た額とする。	2 中庭2、ホワイエ、イベント広場及び駐車場を入場料を徴収し、又は商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって使用する <u>場合の利用料金</u> は、上表の金額に100分の200を乗じて得た額とする。
3 やむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える <u>場合の使用料</u> は、その超える時間1時間につき、午前9時から午後10時までの1時間当たりの額に100分の130を乗じて得た額とする。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、1時間とする。	3 やむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える <u>場合の利用料金</u> は、その超える時間1時間につき、午前9時から午後10時までの1時間当たりの額に100分の130を乗じて得た額とする。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、1時間とする。
4 中庭1の <u>使用料</u> は、大ホール及びマルチスペース等で行われる催しに伴い、使用者が独自に託児を行う場合に限り徴収する。	4 中庭1の <u>利用料金</u> は、大ホール及びマルチスペース等で行われる催しに伴い、使用者が独自に託児を行う場合に限り徴収する。
5 駐車場の <u>使用料</u> は、駐車場をイベントや集会等に使用する場合に限り徴収する。	5 駐車場の <u>利用料金</u> は、駐車場をイベントや集会等に使用する場合に限り徴収する。
6 [略]	6 [略]
7 <u>使用料</u> の合計額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。	7 <u>利用料金</u> の合計額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第16条の規定による指定管理者の指定の手続、第17条の規定による当該指定の告示その他の準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

大船渡市印鑑条例の一部を改正する条例

大船渡市印鑑条例（昭和51年大船渡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(多機能端末機による証明書の交付)</p> <p>第14条の2 被登録者は、前条の規定にかかわらず、自ら行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、当該端末機を操作することにより証明書を発行する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による証明書の交付)</p> <p>第14条の2 被登録者は、前条の規定にかかわらず、自ら行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、当該端末機を操作することにより証明書を発行する機能を有するものをいう。）から証明書の交付を受けることができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

大船渡市税条例の一部を改正する条例

大船渡市税条例（昭和29年大船渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(種別割の税率)</p> <p>第81条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ [略] エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)～(3) [略]</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第81条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ [略] エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車</u>を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)～(3) [略]</p>
2	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の8 [略]</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(個人の市民税の徴収の方法)</p> <p>第37条 個人の市民税は、第43条、第46条の2第1項、第46条の5又は第</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の8 [略]</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(個人の市民税の徴収の方法等)</p> <p>第37条 個人の市民税は、第43条、第46条の2第1項、第46条の5又は第</p>

改正前	改正後
<p>52条の5の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第40条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第46条第1項又は第46条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないことになつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第46条第1項又は第46条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第43条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 前項の納税義務者について当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第35条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記</p>	<p>52条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第40条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の県民税額及び森林環境税額</u>の合算額(第46条第1項又は第46条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないことになつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第46条第1項又は第46条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第43条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(<u>これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。</u>)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 前項の納税義務者について当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第35条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、</p>

改正前	改正後
<p>載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することになった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部、又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月10日（その支払を受けなくなつた日が、翌年の4月中である場合には、同月30日）までに第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは当該合算額を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法によつて個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納</p>	<p>この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することになった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部、又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月10日（その支払を受けなくなつた日が、翌年の4月中である場合には、同月30日）までに第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の納税義</p>

改正前	改正後
<p>税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全部に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第46条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によつて当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第46条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の</p>	<p>務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全部に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第46条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第46条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の</p>

改正前	改正後
<p>前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第43条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第46条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第39条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第46条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた</p>	<p>前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第43条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第46条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第39条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第46条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以</p>

改正前	改正後
<p>日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によつて当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>附 則 （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第15条の2 [略] 2～3 [略] 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2 [略] 2 [略] 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別</p>	<p>後において到来する第39条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p> <p>附 則 （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第15条の2 [略] 2～3 [略] 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2 [略] 2 [略] 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別</p>

	改正前	改正後
	割の額は、同項の不足額に、これに <u>100分の10</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	割の額は、同項の不足額に、これに <u>100分の35</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
3	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第35条の3の2 [略]</p> <p><u>2</u> 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p><u>3</u> 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p><u>4</u> 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第52条の9第3項において同じ。)により提供</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第35条の3の2 [略]</p> <p><u>2</u> 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p><u>3</u> 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p><u>4</u> 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p><u>5</u> 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第52条の9第3項において同じ。)により提供</p>

	改正前		改正後
<p>することができる。</p> <p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p>することができる。</p> <p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>		
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>			

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中表1の項の改正部分及び附則第3条第1項の規定 令和5年7月1日
- (2) 第1条中表2の項の改正部分並びに次条第1項並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中表3の項の改正部分及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例(表2の項の改正部分に限る。)による改正後の大船渡市税条例(次条第2項及び第3項において「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例(表3の項の改正部分に限る。)による改正後の大船渡市税条例第35条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき大船渡市税条例第35条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 この条例(表1の項の改正部分に限る。)による改正後の大船渡市税条例第81条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車の種別割については、なお従前の例による。

大船渡市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
 大船渡市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年大船渡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 特定復興産業集積区域の区域内において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和6年3月31日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条第1項、第10条の5第1項、第17条の2第1項、第17条の5第1項、<u>第18条の4第1項、第25条の2第1項、第25条の5第1項又は第26条の4第1項</u>の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から令和6年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。</p>	<p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 特定復興産業集積区域の区域内において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和6年3月31日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条第1項、第10条の5第1項、第17条の2第1項、第17条の5第1項又は<u>第18条の4第1項</u>の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から令和6年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年3月31日以前に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第25条の2第1項、第25条の5第1項又は第26条の4第1項（所得税法等の一部を改正する法律附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定の適用を受ける施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例
大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年大船渡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 現物給付対象児 出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u></p> <p><u>(5)～(10) [略]</u></p> <p>(給付の申請)</p> <p>第10条 受給者等は、医療機関等に医療保険各法に規定する一部負担金を支払った<u>うえ</u>、市長に対して、この条例による給付の申請をするものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受給者のうち<u>現物給付対象児</u>又は妊産婦が医療機関等で受給者証を提示して医療を受けた場合には、給付の申請があつたものとみなす。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4)～(9) [略]</u></p> <p>(給付の申請)</p> <p>第10条 受給者等は、医療機関等に医療保険各法に規定する一部負担金を支払った<u>上で</u>、市長に対して、この条例による給付の申請をするものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受給者のうち<u>子ども</u>又は妊産婦が医療機関等で受給者証を提示して医療を受けた場合には、給付の申請があつたものとみなす。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

大船渡市介護保険条例の一部を改正する条例

大船渡市介護保険条例（平成12年大船渡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免）</p> <p>第11条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）～（2） [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免）</p> <p>第11条 令和元年度から令和4年度までの保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）であって、令和2年2月1日から令和5年12月31日までの間に納期限が定められている保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）～（2） [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大船渡市介護保険条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。